

第 1083 回 高知市教育委員会 9 月定例会 議事録

1 開催日 平成 23 年 9 月 30 日（金）

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 39 号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について

日程第 3 市教委第 40 号 高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 41 号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について

4 協議

高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価における事務局一次評価案について

5 報告

平成 23 年 9 月高知市議会定例会について

第 429 回高知市議会定例会に提案した平成 22 年度決算認定議案に対する意見についての教育長  
専決処分報告及び議案の審議状況について

新図書館等複合施設に係る公募型プロポーザル方式による基本設計委託業者の選定について  
高知市公立学校教員に係る措置について

6 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	松 井 成 起
	市民図書館長事務取扱（参事）	筒 井 秀 一
	総務課長	池 畠 正 敏
	学校教育課長	土 居 英 一
	スポーツ振興課長	徳 広 祐 一
	青少年課長	片 岡 武 志
	教育研究所長	尾 崎 佐知子
	新図書館建設室長（副参事）	池 上 哲 夫
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	多 田 美奈子
	学校教育課人事班長	廣 瀬 啓 二
	学事課長補佐	森 一 正
	青少年課長補佐	西 本 真 美
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査主事	森 尾 美 舗

第 1083 回 高知市教育委員会 9 月定例会 議事録

- 1 平成 23 年 9 月 30 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 30 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）
- 2 議事内容

開会 午後 3 時 00 分

門田委員長

ただいまから第 1083 回高知市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

はじめに会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、西森委員さんお願いいたします。

日程第 2 市教委 39 号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」をご説明いたします。お手元の資料の 2 ページから 4 ページまでをお願いします。説明は 4 ページの新旧対照表でさせていただきます。

本件は、スポーツ基本法が、平成 23 年 8 月 24 日付けで施行されたことに伴いまして、法に定めるスポーツに関する基本理念に基づき、本市においてスポーツに関する事項を所管するスポーツ振興課の事務分掌の規定を整理するものでございます。主な内容は、行政組織規則第 7 条第 9 項で規定するスポーツ振興審議会につきまして、8 月定例会でお諮りしました高知市スポーツ振興審議会条例改正議案を 9 月市議会に提出し、議決を受けましたことから、それに併せスポーツ振興審議会をスポーツ推進審議会へ改正するものでございます。その他の改正は法の規定に基づき、より適切な文言の使用や新たに加わった内容を加味し、整理するものでございます。

以上でございます。

門田委員長

ただ今の件に関して、質疑等はありませんか。

特に質疑はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 39 号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。委員一同

【異議なし】

門田委員長

異議なしと認めます。よって、市教委第 39 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 40 号「高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学事課長補佐

学事課の森でございます。

「高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」をご説明させていただきます。6 ページ及び 7 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

今回の改正につきましては、平成 24 年 3 月 31 日の御豊瀬小学校の閉校に伴い、御豊瀬小学校区の通学区域を変更するものでございます。現在南海中学校区には長浜小学校、御豊瀬小学校、浦戸小学校の 3 校がございりますが、平成 24 年 3 月 31 日の御豊瀬小学校の閉校に伴い、南海中学校区は、

長浜小学校，浦戸小学校の2校となり，現在，御豊瀬小学校の通学区域である御豊瀬及び長浜の一部につきましては，長浜小学校の通学区域になるものでございます。

以上でございます。

門田委員長

ただいまの件に関して，質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので，この件の質疑を終了し，採決に移ります。市教委第40号「高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって，市教委第40号は原案のとおり決しました。

次に，日程第4市教委第41号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

高知県教育委員会の平成24年4月1日付けの高知県公立学校教職員の人事異動方針を受け，「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」の提案でございます。

県の異動方針を受けまして，高知市教育委員会で内申方針を決定することになるわけですが，これは地教行法によりまして，市教育委員会は，県の教育委員会の任命その他の審査について，県の教育委員会に内申するものと規定されておることを受けてのことでございます。

お手もとの資料ですが，2枚目に県教育委員会の異動方針がございます。前文だけ読ませていただきますと，「県教育振興基本計画の理念のもと，子どもたちの持つ可能性を最大限に伸ばし，県民に信頼される学校をつくるためには，学校が組織として機能し，教職員一人ひとりの特性や能力が十分に発揮できる，適材適所の配置を行い，全県的に教育水準を高めていく必要がある。平成24年4月1日付け人事異動については，こうした関連から行うこととし，下記のとおり人事異動方針を決定する」という前文がございます。

これを23年度と比較したものが，3枚目でございますのでご覧ください。県の異動方針につきまして大きな改正点としましては，記書きの2と5に代表されますように，人材育成という観点を取り入れる。人材育成という表現がこの異動方針全体で5か所出てきておりますが，これは教職員の年齢構成等を考慮し，学校や地教委が一層組織的，計画的に人材育成を図っていく必要があるということを示していると考えられます。

また，6に事務職員の県教委事務局あるいは知事部局等への異動について記載されておりますが，これは県立学校を中心とした人事異動についての記述ですので，これを小中学校に積極的に取り入れるものではないということをお聞きしております。

3に昨年度までの校長，教頭に間に副校長と入っております。これも現在，職として規定されておりまして，登用審査等においては副校長等の審査も行っておるわけですが，現状として義務教育の方に積極的に副校長を導入するものではないというように説明を受けておるところでございます。

こうした県の人事異動方針を受けまして，本市の人事異動内申方針ということで，昨年度のものとは変化したところが2の具体的要領の(2)に，異動内申方針の中に「人材育成の観点を重視するとともに」という文言を入れております。組織的な取組みが可能になるような人事異動内申を行うとい

うことで、この文言を加えました。ここが、昨年度と変更したところです。

説明は以上でございます。

門田委員長

ただいまの件に関して質疑等はございませんか。

西森委員

新旧対照表の中で、24年度の中の2項に「また、小中学校の人事異動においては、地域の拠点となる学校を活用した人材育成にも配慮する」という言葉がありますが、具体的な意味をつかみかねていますので教えていただけませんか。

学校教育課長

学校教育課の土居でございます。

「この地域の拠点となる学校を活用した人材育成」という表現ですが、一般的には、例えば各地域に拠点校と言われる学校があります。「この地域」では、この教科については、ここが拠点校であるという学校がいくつかあるわけです。そういった学校の特色をより活かすという意味で人的な異動を行うというものです。ですから、特定の学校に集中的に異動させるという意味合いのものではなくて、現実それぞれが持っている特色を打ち出していますが、そういったものをより活性化させるという意味でこの文言があると理解しています。

西山委員

人材育成という言葉を用いておられますが、人材育成とは一体どういうものが人材育成なのかという定義が必要ではないかと思えます。その点はいかがでしょう。

学校教育課長

例えば一例を挙げますと、人員構成、年齢構成で言いますと、長年経験を積んだいわゆるベテランの教員の多くが退職期を迎え、新しい教員が多く入ってくる時期を迎えております。そういう意味で、これまで培ってきたいろいろな学校現場でのものをきちっと継承するということですか、さらに当然学校教育に関わっては、いろいろと新たなニーズ等がありますので、それを職場の中での実践やOJTが十分に機能する、それが組織として取り組めるような内容を含め、そういうことを行っていくという、そういう広い意味での人材育成ということで使われている内容であると考えております。

西山委員

できる限り噛み砕いて、分かりやすく、一人一人の教員が人材育成というものに対して共通の理解が持てるような工夫をお願いします。それと前文に「学校が組織として機能し」という文言がありますが、組織として学ぶ仕組み、組織としての学習の仕組みというものが必要であると思えます。個人として学習する仕組みで人材として成長し、そして組織として人材を育てるということに対して、組織の学習機能といったものが必要であると思えますので、その辺もご考慮いただきたいと思えます。

学校教育課長

今ご指摘いただいた点は、これまで学校現場にある意味不足していたことでありますし、これから強化していかなければならない部分であると考えております。現在学校では、例えば、学力問題でいえば、学力向上のための学校改善プランをそれぞれの学校が作りまして、その内容を共通の認識として年度当初に立て、中間検証を9月から10月までの時期に行う。今報告が上がってきておるところですが、その結果を踏まえ、次年度に生かすこととしています。PDCAという言葉でよく説明されますように、こういったことで回るとのことです、今学力向上について実例を説明し

ましたが、そういったものを他の領域でも作っていきながら、いつ、どこで、だれが、何をするのかを明確にしながら目的、目標達成に向けて進んでいくといったスタイルを確立していかなければならないと思っていますので、ご指摘いただいた点につきましては、私どもも学校現場に強調して、方向付けをしていきたいと考えます。

西山委員

P D C Aという言葉が出ましたが、そのP D C Aの進捗状況あるいはP D C Aの次なる課題を見つけ、プロセスとしてフィードバックという言葉があります。それは、P D C Aの結果を、参画された方々が全員が目で見え、それでどうだったかを意見交換するというのがいわゆるフィードバックであるということです。それをしないで、それぞれがP D C Aとしてはサイクルが回っているので大丈夫だ、やることはやったので良いのではないかといった形で安心されると、せっかくのP D C AがP D C Aとして機能しなくなると言われていますので、それを参考にぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

松原教育長

具体的要領の中の(2)の「人材育成の観点を重視するとともに、教科の配置、男女比、年齢等について考慮し、適正な教職員の構成に努める」という項目があるのですが、ここをもう少し具体的に、例えば、どういうことを人材育成の観点からイメージしているのかをご説明いただけますか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

一例になろうかと思いますが、市内の学校の中で、この教科の取り組みについては、その他の学校のモデル的になるような取り組みをしている学校がいくつかございます。例えば、そこで学んだ教職員がそういったスキルもそうですし、研修の進め方といったものを、他の学校に異動したときにそれが全体的に広がっていく、少し長いスパンになろうかと思いますが、そういったところを意識した人事異動でなければならぬのだと思っています。ただ単にその学校の成果を挙げるだけではなくて、そこで実際に勤務した先生方が新たな学校に行ったときに、そのノウハウを次の学校で中心となって広げていけることを意識することが、この「人材育成の観点を重視する」ということに当たるのではないかと考えています。

門田委員長

ほかに意見はございませんか。

ほかに意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第41号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は、原案のとおり決することに  
ご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

異議なしと認めます。よって、市教委第41号は原案のとおり決しました。

続きまして、協議事項です。「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価における事務局一次評価案について」を事務局から説明願います。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

6月の定例教育委員会においてお諮りしました教育委員会の事務点検・評価につきまして、事務局の自己評価ができましたので、それに基づいての協議をお願いするものでございます。

この教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価につきましては、資料にございますように地教行法第 27 条に基づき、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うものでございます。

今年度につきましては、4 項目を掲げております。後ほど担当課から説明いたしますが、項目の一つ目は学力向上対策、二つ目は学校給食における地域食材活用の推進です。この 2 項目については昨年度から引き続きのものでございます。三つ目が地域スポーツ振興の推進、四つ目が放課後子ども教室運営の充実です。この 2 項目が今年度の新規事業でございます。

それでは、各課から説明いたします。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。学力向上対策について、ご説明させていただきます。

お手元に、A 3 の全体の点検・評価総括表と、そこに示す四つの事業についての点検・評価シートをセットで用意しております。

まず、目標ですが、「平成 20 年度から 23 年度の 4 年間で、高知市の児童生徒の学力を全国水準まで引き上げる。また、学力定着のために重要な要素となる学習習慣の確立を目指す」ということを目標として定めまして、平成 20 年度から取組みを進めてまいりました。

この目標を設定した背景といたしましては、ご承知のとおり平成 19 年度から始めました全国学力・学習状況調査におきまして、高知市の小中学校の子どもたちの学力の状況に課題があるということが明らかとなりました。それを受け、当時継続して行っておりました高知市到達度把握調査の結果も踏まえ、中学における学力の定着と学習習慣の確立の重要性が明らかとなりましたので、上記の目標を設定したものでございます。

取組みの現状と課題等につきましては、そこにもお示ししておりますが、平成 19 年度から始まったこの全国学力・学習状況調査及び高知市到達度把握調査の結果を見ますと、高知市の小学校の正答率はほぼ全国と同程度で推移しております。ところが中学校におきましては、国語、数学、英語といった教科の学力の中に課題が見られ、全国水準との間に格差がありました。その原因としては、学習習慣の確立が不十分だということが明らかとなり、そこで平成 20 年度から各学校において、日々の授業改善と学習習慣の確立に取り組ましまして、児童生徒の学力向上の取組みを進めているところでございます。

具体的な内容としては、右側の実施（Do）の部分になりますが、四つの事業に取り組んでまいりました。点検・評価のシートにも記載しておりますが、1 点目が、中学校学力向上プロジェクトチームの派遣、学力向上スーパーバイザーの派遣、学力向上出前研修でございまして、それぞれの学校の研修の取組み、学力向上対策について教育委員会として後押しし、支援をしていく取組みになろうかと思えます。中学校に対して、スーパーバイザーとしてそれぞれの教科で高い力量を持つ教員OBの先生方や、指導主事等を派遣することによりまして、各校の取組みをより充実したものにさせていく。そして日々の取組みにつきましては、教育委員会の指導主事を中心とした中学校学力向上プロジェクトチームが取組みを支援し、改善点等については指導していくことで取り組んでまいりました。

このスーパーバイザー、指導主事等によるプロジェクトチームの派遣につきましては、そこにもありますように、スーパーバイザーは、小学校 59 回、中学校 72 回の訪問を行い、それぞれの学校の取組みについて支援してまいりました。そうした取組みにより、各学校の研修体制とか学力向上についての取組みは、一定の進歩が見えてきていますが、課題として小学校の中学年頃から、例え

ば先ほど申しました到達度把握調査におきましては、3段階評価の中で、1点目に努力を要する子どもの割合が中学年辺りから少しずつ増えてきています。いわゆるこれはよく学年が上がるにつれて理解できていない子どもが増えるということで、一定そういった傾向があるものの、やはり見過ごすことのできない課題になっているのではないかと。そのことが中学校における学力の定着状況の不十分さにつながっているのではないかとということが、これまでの取組みの中で明らかになっています。

2点目としては、授業改革実践研修としまして、研究授業の学習指導案の作成及び研究授業、事後の協議を通して、受講者の意識の向上を図り、実践力を高めていくという取組みでございます。昨年度の場合、国語と英語を中心に研修を実施してきたわけですが、この研修を受けた者のアンケート結果を見ますと、非常に高い肯定的な回答を得ているということで、個々の教員にとっては、非常に効果的な研修であったと評価しています。ただ、課題として、そういった取組みがその教員個人の段階で単独のままでとどまっております、全体的に少し広がりにくい部分があるのではないかと。また、それぞれ小学校、中学校ということでなくて、小中連携を見通した取組みが必要ではないかというように考えております。

3点目ですが、中学校学習習慣確立プログラムということで、実は平成19年度の全国学力・学習状況調査におきまして、家で学校の宿題を全くしないですとか、学校の授業以外に普段全く勉強しないと回答する中学3年生の割合が全国平均の約2倍でございました。これが、学力問題の背景にあるだろうというように分析しましたので、具体的には、日々学校で使えるシート、いわゆるパワーアップシートと呼ばれるシートを子どもたちに配布しまして、それを学校で点検し、学習のサイクルを作っていくという取組みを進めてまいりました。

その結果、平成23年4月ですが、全国学力・学習状況調査は実施されませんでした。継続して行っておりましたアンケートの結果、当初は17パーセントくらいあった「全くしない」という子どもたちの割合が6.2パーセントと非常に下がっております。全国平均が7パーセントくらいですので、それよりいい状況が出てきたのではないかと考えております。ですが、課題といたしましては、先ほど説明しましたパワーアップシートにつきましても、学校によって、また学年によってその提出状況に大きなばらつきがございますので、この辺りをより子どもたちの学力向上につながる形の運用を考えていかなければならないと考えています。

4点目としましては、教員補助員、特別支援教育支援員、児童生徒支援員、中学校学力向上補助員、学校図書館教育支援員等こういった学校の取組みを支援するための人的配置の部分についてでございます。例えば、教員補助員でしたら、授業の中での補助、特別支援教育支援員は、軽度発達障害と呼ばれる子どもたちへの個別の対応、児童生徒支援員は、集団の中になかなか入っていけない子どもたちへの支援、中学校学力向上補助員につきましては、放課後の指導や補習対応といった形で学校への支援を行っておりますし、今議会でも取上げられた学校図書館教育支援員は、学校の図書館の充実にあたるということで、様々な形で学校に人的支援を行っているところでございます。

こうした結果、中学校学力向上補助員の配置についてが、評価としては、5点評価で4点以上という評価がすべての学校から上がってきていることに代表されますように、学校にとって今の取組みを支援していく上で非常に重要な位置付けとなっている事業であると考えています。

課題としましては、非常に多くの人的な支援を行ってきたことで成果は上がっていますが、この部分では、数値的なものも含めて、もう少しより明確な形での成果として必要ではないかというように分析しているところです。

評価としましては、右側にありますように、方向性としては今の状況でいいのではないかと考え

ておりますが、授業改革実践研修，中学校学習習慣確立プログラムにつきましては，さらにまだ改善すべき点があるということでB評価とさせていただきます。

これまでの取組みの中で，全体の評価についても若干ご説明しましたが，全国学力・学習状況調査や到達度把握調査の結果を見ますと，この4年間で5ポイント程度全国に近づくという結果が出ていますので，この部分では非常に成果が上がっているという分析ができると思いますが，まだなお全国との差が大きくありますのでこの部分につきまして，さらに取組みを充実させていかなければならないと考えております。

また，家庭学習の状況につきましては，先ほど申しましたように，全くしない割合が17.8パーセントから6.2パーセントへと減少していますので，一定成果として表れていますが，現在は各学校の担当者との間では，家庭学習の内容的なものはどうなのか，確かに勉強はしているが，それが本当に学力につながるものになっているのかどうかというところにシフトして検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

最後にActionとしましては，各学力調査の結果等につきまして一定の進歩は見られるものの，学校によって大きなばらつきがある。それは家庭や地域の背景等もありますし，取組みの強弱ということもあろうかと思えます。そういった点が見られるということと，先ほども申しましたように，やはり小学校での状況といったものが中学校にも影響しているわけですので，小中9年間を見通した取組みが必要であるというふうに考えております。

具体的な改善策としましては，そこに5点を掲げておりますが，小学校からの9年間を見通した学力対策です。先日の校長会では，小学校段階では，現在100くらいとほぼ全国水準にあるものの，105を目指さなければならないではないかということです。2点目としましては，学校だけではなく取り組み切れないものがあるので，地域とともに進んでいくことが必要ではないか。3点目としましては，それぞれ子どもたちの状況が異なります。個人カルテ「学びのあゆみ」といったものを現在活用しているところですが，個々の子どもたちの状況に合わせた取組みを進めていくということ。さらに4点目として，やはり学力を高めるためには，子どものやる気の醸成というのが必要ですので，今学んでいることが，自分の将来にとってどういうことにつながっていくのか，キャリア教育ということについての視点を，それぞれの発達段階に応じてさらに取り組んでいくことが必要ではないかというように思っております。

最後に，いろいろな手立てや施策としましては，この4年間に随分講じてまいりましたので，ある意味フルラインアップになっていると思えますので，こういったものをきちんと位置付けて，先ほども申しましたように一つの学校の全体の取組みのなかに位置付けて，それがきちんと機能しているかどうかということで，現在ある授業の徹底が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

詳細につきましては，点検・評価シートにも記載しておりますので，後ほどご覧いただきたいと思えます。

以上でございます。

門田委員長

それでは，4項目すべてを一括でご説明いただいて質疑を行いたいと思えますので，次に「学校給食における地域食材活用の推進」についてご説明をお願いします。

学事課長補佐

学事課課長補佐の森でございます。

学事課は，学校給食における地域食材活用の推進ということで取り組んでまいりました。3年目

になります。

まず1のPlanのところをご覧ください。数値目標を含めてご説明いたします。地域食材の活用につきまして、数値目標においては、食材数ベース、重量ベースあるいは金額ベースといろいろございますが、市長マニフェストといたしましては、来年度、平成24年度に重量ベースで60パーセント、高知市食育推進計画におきましては、25年度には62パーセントと重量ベースを基に目標を立てております。

それに対して、現状といたしまして2番目のDoですが、成果を記載しておりますが、平成22年6月時点で57.6パーセントということで、毎年2パーセント程度ずつ上昇してきております。これまでの取組みにおきまして、生産者あるいは学校の思いというのが段々分かってまいりました。例えば、介良地区を例に上げますと、介良地区でキュウリを作っているとしますと、キュウリを生産者の方は、できたら学校で子どもたちに介良地区のキュウリを食べてもらいたい。しかし、作ったキュウリをどこへ持っていったらいいのか、あるいは何キロ作ればいいのか分からないというような思いがございました。逆に学校の方にしてみれば、地域でキュウリを作っていることは知っている、それも使ってみたい。けれど誰に言えばいいのか、数が集まるのか、代金の支払いをどうしたらいいのかとかいう思いをお互いに持っていることが分かりました。学事課としましては、地場産品活用促進事業会いわゆるモデル地区会というものを持ちまして、生産者の方々、学校の校長先生、栄養士、栄養教諭あるいはJA、農林水産課などが集まりまして、これを実体化するにはどうしたらいいだろうという話し合いを持ちました。

その中で、例えば学校としては、地域でどんなものが、いつ、どれくらい作られているのかわからないということで、地域のほうに生産カレンダーという「この時期、6月だったら、こんなものがこれだけ採れます」というようなカレンダーの作成を依頼しました。逆に農家の方には、毎月の献立表をお渡ししまして、「この時期にはこういうような献立ですので、こういう材料が必要です」というような話し合いを持ちました。

その中で、「この月にはキュウリを使うあるいは使ってもらおう」という話し合いができてきてまして、段々流れというものができてまいりました。その中で、成果としましては、3のCheckにもありますが、平成22年度取組みでは、ゴーヤを用いたゴーヤバーグをメニューとして開発できました。これは小学校4年生の理科でゴーヤを勉強するのですが、ゴーヤを用いたメニューができないかということから出てきた新しいメニューです。また、2行目にあります白鷺米ですが、これは高知市介良地区のコシヒカリで、低農薬、低肥料のいわゆるエコ米ですが、これを介良小学校、介良潮見台小学校で食べてもらいました。また23年度には全校で食べてもらうことになりました。その他、春野地区では、こうした流れができておりますし、今年度からは初月地区におきましても新たな取組みが始まっております。

その中で、新たな課題としては、4の見直しのところを見ていただくと分かりますが、校区内生産者の洗い出しが挙げられます。地域によっては、地域の生産者の高齢化が進みまして、思うような生産が望めないところがあります。また2番目には、生産者と納入業者の組織化です。朝、給食の材料としてキュウリを入れるときに何時に持って行けばいいか、前の日では駄目なのかというような話し合いです。逆に注文、支払いをどうすればいいのか、手数料等はどうすればいいのかというような細かい流れにつきましては、まだまだ詰めなくてはいけないところですが、モデル地区におきましては、そういう生産、消費の流れができているところでございます。

加えて、もう一つの課題といたしましては、昨年度にこの点検・評価を実施しました際に、重量ベースの地域食材の活用については一定理解できるが、ただハード的な面だけではなくて、子ども

たちの生活の中に、この地域食材の活用というものを活かしていかななくてはいけないのではないかと。つまり、給食で地域のもを食べることは地域を愛することであるとか、あるいは食材を大事にすることであるとか、そういう精神的なものまで見なくてはいけないのではないかとというご指摘をいただきまして、そういう観点からも子どもたちの生活に変容というものを目指していかななくてはならない、こういう点が今年度一つ課題として残っているところでございます。

以上でございます。

門田委員長

続きまして、「地域スポーツ振興の推進について」の説明をお願いします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課の徳広でございます。

スポーツ振興課といたしましては、地域スポーツ振興の推進ということで、新規でございます。

取り組む目標といたしましては、地域スポーツを推進するに当たっては、身近な場所で、若年層から高年齢層の方までがスポーツに親しむ環境づくりを進めなければならないということで、そのなかで重要な役割を果たしております地区体育会というものの活性化を図ろうとするものでございます。

目標設定の理由といたしましては、現在地区体育会の多くが、近年運営の担い手である、実際に活発に活動している方が高齢化していること、また地域のつながりが希薄化することによりまして衰退の方向にあります。すべての体育会が衰退の方向にあるというのではございませんが、全体としてそういう傾向が見られるということで、活動が十分になされていないと思われる地区体育会の実務者レベルでの意見交換を行いまして、活性化を図るための方向、手段を協議していくこととしております。その協議をする時期につきまして、各体育会の活動状況に開きがあるために、一番目安となる運動会シーズンの後に実施するというように予定しております。

具体的な協議については、一応話は各体育会にはさせてもらっていますが、実際に実務者レベルではまだ集まっていないという状況でございます。

その次に、D oの実施ですが、達成すべきレベルといたしましては、現在地区運動会がなされていない体育会に着目しまして、体育会ごとに目標レベルを設定して、複数年で自立できるような体制作りを目指すということでございます。

成果といたしましては、数値実績として、地区運動会の開催状況を一つの指標として捉えまして、地区運動会を実施していない体育会と開催に向けた協議を行っていくということで、平成22年度の実績としては、41地区ある中で運動会を実施していない地区が7地区でございます。平成23年度は、まだ10月の第3日曜日に運動会が開催される予定の地区体育会が多いので、現在のところ昨年より1地区多い35地区で実施される予定だというふうにお聞きしております。

課題につきましては、運動会そのものにつきましては、主催、共催、後援をしているところと、運動会の実行委員会を作って実施しているところがございます。他の団体も巻き込んだ運動会ということで、他の地域団体も高齢化し衰退の傾向にあるのが現状ですので、町内会、青少協等との連携や協力を目指して、地区体育会だけでなく地域の他の団体を含めた取組みができる人材を発掘、養成することが必要ではないかという課題が出てくると予想しております。

評価につきましては、実際には運動会シーズン後に実施いたしますので見込みとなりますが、2番目の「ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である」ということにしております。

見直しとしましては、現在取組みを進めておりますが、地区運動会の開催状況を一つの指標として捉えましたが、果たして開催はされているけれども、実質は名義のみで参画をしていないという

体育会があるということも聞いております。また、地区運動会はやっているが、他の各種催しとしてのスポーツ教室や地域を巻き込んだイベントなどはやっていない体育会もあるようですので、活動状況に大きな開きがあるというのが課題となって出てまいりました。

その改善策としては、各地区の町内会、青少協、学校等との連携を密にして課題解決に向けた取り組みが必要であると考えております。

簡単ですが、スポーツ振興課の説明を終わります。

門田委員長

続いて、放課後子ども教室推進事業の説明をお願いします。

青少年課長補佐

青少年課課長補佐の西本でございます。

青少年課は、「放課後子ども教室の運営の充実について」でございますが、内容が二つありますので、それぞれの事業の概要をご説明いたします。

様式1をご覧ください。この事業は、放課後子ども教室と小学校放課後学習室とに分かれております。事業の目的と事業の概要の前半部分までにつきましては、同じ内容でございます。それで、事業概要の後半部分ですが、放課後子ども教室推進事業のほうは、放課後児童クラブを開設していない小学校9校で、小学校1年生から6年生を対象に開設しているもので、一方、放課後学習室は、県の高知県小学校放課後学習支援事業費補助金を活用しまして取り組んでおります。そもそもは放課後子ども教室推進事業なのですが、それを活用しまして小学4年生から6年生を対象に、放課後の学びの場の提供を目的としております。放課後児童クラブを開設している小学校が対象で、平成22年度は11校、23年度は19校で実施中のものがございます。

それでは様式2をお願いします。1のPlanですが、放課後子ども教室の9校については、年間平均開設日数を210日、年間延べ参加児童数3万9,000人を目標としております。小学校放課後学習室については19校で実施しております、年間参加実児童数として、これは1年間に1度でも参加した児童数ですが、1,000人を目指すこととしております。目標設定の理由ですが、放課後子ども教室は、子どもの居場所として放課後だけでなく、長期休業日等にも開設する必要があると考えておりまして、平常日と長期休業日のうち約半分の日数を開設するという目標で、計算しますと210日となります。小学校放課後学習室の方は、学力向上の観点からも実施校数と参加児童数の増加が必要と考えております。対象取組の現状、課題等ですが、両事業とも小学校PTA関係者で組織された運営委員会に委託しております。そのため、小学校及び地域の各種団体の理解と協力が欠かせません。

次に、2のDoですが、放課後子ども教室の課題は、成果のところを書いてありますが、児童の放課後の居場所として定着してきているのですが、実施している9校といいますのは周辺の小規模校が多いこともありまして、児童数の減少に伴い、運営規模は縮小傾向にあります。小学校放課後学習室は、8月末現在19校で実施中でありまして、参加実児童数858人でございます。この事業については、県の補助金が今年度で終了しますが、今後も継続する方向で検討する必要があると考えております。

3のCheckですが、両事業ともほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要であると評価しております。

4のActionとして見直しが必要な点ですが、放課後子ども教室は、学校の長期休業日の開設を図るための安全管理員等の人材が地域に見つからないという話をお聞きしております。放課後学習室については、余裕教室の確保や、学習アドバイザーの手配に苦労しているという声が多く寄

せられております。そのため、改善策の検討として、高知市教育シニア・ネットワークや高知県生涯学習支援センターを紹介したのですが、そこに登録している団体加入者の方の居住地域に偏りがあるなどにより、上手くマッチングしないということをお伺いしております。

全体の評価としては、ほぼ順調ということで、達成度としてはB、方向性としましてもbと評価しております。

青少年課からは以上でございます。

門田委員長

4件の点検・評価の説明がございましたが、質疑をお願いいたします。

西山委員

学力向上対策ですが、Checkのところ、自ら学ぶというはということかと申しますと、今まではどちらかという受け身の姿勢で、従来ですと「やらされている」と感じる子どもさんたちが非常に多かったのではないかと。そうではなくて、自ら興味を持って学習に取り組む子どもさんが増えたというような数値ですとか、手応えみたいなものはあるでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

全市的に、それを数値として集計したということはないですが、各校の取組みをみてみますと、授業の評価シートというのを作ってまして、例えば1時間の学習が終わった後に自分で振り返りをしてみて、今日は積極的に取り組めたとか、1時間の内容がどのように自分でやれたということを数値であげるといったことがございます。そのときに、定期的に数値を比較しておりますけれども、傾向としましては、例えば、取組みを始めたときというのは、比較的高く上がってまいります。というのは、授業のやり方が少し変われば子どもたちが興味を抱いて取り組みますけれども、逆に一定進んでいきますと、今度はいいものを食べ始めますと、なかなかそれでは納得しない形になりますので、上へ上がっていかないことがあります。そういった授業後に、子どもたちから授業のアンケートをとりながら、数値を追いかけるという取組みは行われております。それを全市的にまとめたというものは持ち合わせておりません。

山本委員

学力向上対策の見直しのところですが、家庭学習の時間が少しずつあるが増えているという内容の中に、「家庭への継続的な働き掛け」という言葉があるのですが、そこをもう少し強く表現された方がいいのではないかと思います。それは、学校で学んでも家庭に帰って先生方が出された課題について、家庭の協力がないと、成果を挙げるうえで難しい面があるのではないかと思います。ご家庭で子どもたちを見守りながら、「宿題をやったか」という確認をしていただかないと、学校の指導だけでは難しい状況が出てくると思います。特に先生方と保護者の間の信頼関係を強くしない限りはいけないと思います。先生を信用してはじめて、子どもに「これをやりなさい」と保護者が言えるようになりますので、そのことをもう少し強く記載していただきたいと思います。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

ご指摘のとおりだと思います。私どものほう、例えば、学校サイドからすると保護者の協力をということをよく言いますが、逆に保護者の方からすると、どういことをすればいいのなかなか見えていなかったということになるかと思っております。

例えば、今やっております、パワーアップシートというのがございますが、これも子どもたちが持って帰って、これを実際にやって点検して返ってくるわけですが、この中には、実は家庭の間で



を問い掛けて、それに対して何らか自分が理解しているものを持っている、持っていないとでは、随分違うと思いますので、そういったところをもう少し問い掛けていただいたら、今時的なことにつながるのではないかという思いがしました。

それで、何が一番大事かというのが分からなかったら、優先順位を付けることができません。また、自分にとってどうすればより良くなるかということが分からないと、いくらやっても暗中模索の状態、やがて嫌になってしまいます。それを嫌にならないようにするには、どうしたらいいかということにいうときに、何が一番大事かという問い掛けをしていただければ気付きがあるかも知れません。

松原教育長

今までとは学力問題が違う方向になるのですが、今回は、すべて高知市の学力状況調査の結果を公表するという前提に立ちます。ですから、次に学力状況調査を行った場合は、高知市の結果が全部数値として公表されるということになります。

そうしたときに、今まで行ってきた学力向上策というのは、すべて学校での教育にのみ依存して、「しっかり頑張る」ということでやってきましたが、そういったところだけではないのではないかと思います。もう少し総合的に学力の問題を考えていかないと、こんなに沢山のことをしながら、その上で学校に「あれもこれも」というのはなかなか難しいではないか。そういう状況の中で、保護者にも、一定の責任を持ってもらう、そしてもう一方では、個々の子どもの学習意欲というものを高めていかないとなかなかうまくいかないということで、総合的な学力向上策を打っていきというのがこれからの高知市の学力向上策ということになるかと思っています。

それは、一つは、新しい事業としてやっていこうとしているのは、例えば貧困と学力の問題に関係がある、貧困のために学力が低いということなのであれば、無料の塾みたいなものを開いてやろうではないかという形の、総合的な、今までとは違った学力対策をしていこうというふうに考えています。

門田委員長

私が教員のときに、保護者にせめてこれだけはお願ひしたいと思ったのは、宿題を見てほしいとか、勉強のここが分かってないので、家で見てほしいということよりも、まずは、自分のかけがえのない子どもですので、愛情を注ぐということです。すごく難しいことですが、それに加えて、早寝、早起き、朝ご飯という標語がありますが、子どもが本当に家庭の中で安心して、夜ぐっすり眠れて、朝も爽やかな気持ちで目覚めて、学校へ「行って来ます」と元気に出かける。子どもが心も体も元気に校門に入ってきてくれたら、そういう子どもを引き受けて、しっかり学力を付けるというのが教員の仕事だと思っていました。その部分が十分でない、何か、朝も元気がないという子どもを見たときには、学校とその保護者とは手を携えると申しますか、そのところをお願ひしたいところです。それこそ、信頼関係ができていないとそこまで踏み込めないのではないかと思います。家に帰って直ぐに宿題に取り掛かれる、大人がいて見てくれているという恵まれた家庭というのは、そういう意味ではいろんな点ですべて整っていると思うのですね。それでなおかつ、子どもにはマイナスの状況があっても、それを自分でプラスにできる力を付けていくというか、人に頼らなくても良い生活リズムができるとか、自分で家庭学習もできていくというような、そういう逞しさというか、したたかさというかそういう生きる力をつけてほしいというように、特に高知の子どもを見ていて思います。

松原教育長

中学校の学力がなぜ低いかと言いますと、高知には私学志向の風潮がありましたが、それをなか

なと言えなかった。例えば、ある小学校の学習状況を見たときに、成績上位から 50 パーセントから 60 パーセントの児童が私立中学校に行くわけですね。例えば、分からないと答える子どもの大半が公立の中学校に来る。その現実が今の中学校あるということを考えていかないと、これを十把一絡げで中学校の学力が低いと言ってしまったら、これは現場に対して厳しすぎるのではないかと思います。

だから、私たちとしては、小学校の段階から分からないことの積み重ねが、子どもたちの学習意欲を低下させているのだという考え方で、小学校から勉強が分からない子どもをつくらない、そういう積み重ねをしていかないと、どうしても中学校問題の抜本的な解決にはならないのではないかと。

分からないことをそのままにしておけば、どうしても学習意欲が低下してしまいます。先ほど学校教育課長が申したように、全国平均レベルで小学校が安心してしまおうのではなくて、全国のトップレベルを目指すくらいのことを行ったときにはじめて、中学校で全国平均レベルが維持されていくのではないかとということも事務局の中では話し合っています。

西山委員

分からないという状態のまま学校を卒業すると、社会人になってからも分からないという状態を隠してしまったり、分かっている振りをしたりする、あるいは分からないまま諦めてしまうというような習慣ができてしまい、またこれが大人になってから大きな課題になってしまいます。社会人に対してもよく言うのですが、「分からないということや、つまりいたりすることはむしろ良いことですし、チャンスだ」ということを言います。「あなたは今それに気が付いたのだから良かった、むしろ今からでも取りかかってやれば全然問題にはならないし、リカバリーすることは簡単にできる。これとこれはできているので、これですみずいているのであれば改善できるから心配ない」というように励ますことはよくあります。

ですから、分からないということを隠さない、分からないことはオープンにしていけるのだということ、皆で勉強していくときに分からないということがむしろ面白いのだと、分からないことが分かるようになるのが面白いのだという雰囲気になるのが理想じゃないかと思います。

門田委員長

先ほど、小学校中学年の頃に差ができ始めると言われましたが、私は小学 1 年生でもう既に出ているのではないかと感じます。小学 1 年生の学習というのがすごく大事だと思います。学校訪問などで見せていただいたときにも、小学 1 年生で明らかに勉強が分からない子どもが出てきているということを感じました。

西山委員

知識の面で遅れているのか、あるいは理解をしようとするスイッチが入っているのか、入っていないのか。

門田委員長

1 年生の段階で、言葉の獲得の量が下がってきているというのは感じます。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

今までご議論いただく中で、学校から家庭にお願いするということですが、学校は学校としてやるべきことはきちんとやるということが大前提となるかと思っています。その上で、保護者の皆さんにご協力いただくということになるかと思っています。そして取り組みの部分で言えば、先ほど教育長からの話にありましたが、小学校段階では、トップレベルを目指すという話もありましたので、そのためには授業をどうしていくべきか。日々の授業というのは、やはり大きな影響を及ぼします。

どのように勉強させるかということも、確かに大事ですが、目標の「知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力」という部分につきましては、問題をやるだけではいけないところがありますので、この辺につきましては、やはり授業をどう変えていくかということが、少し息の長い取組みになるかも知れませんが、これはやっていかなければならないと思います。目指せるのか、目指せないのかと言われれば、私の立場としては、目指してやっていくということです。その可能性は、全くないものではないと信じています。どうすればそこに向かっていけるかということを考えていかなければならないと思います。

西山委員

補足して申し上げますが、いわゆる心構えの問題です。だから、勉強でも横着な態度であると身に付かないですね。同じように目に見えるところでやっていかなければいけないことで申しますと、学校の校内の美化ですね。整理整頓、清潔清掃がきちんと定着するためのしつけがあって、それとこれはなかなか難しいのですが、作法というものもあるんですね。わが校においては、こういうやり方でやりますというのを皆で決めて、それを伝統として培っていくことが大事ですね。これは、日本の代表的な企業の社長が言っておられることで、いわゆる荒れた会社の建て直しの最初の処方箋だそうです。それは、諦めない、できるまでやるというものです。その手前には「トイレ掃除から始まって」という話もございました。実際にその社長さんもトイレ掃除をやっておられるそうです。それはまさに、組織にそれだけの人が集まっているからこそできるのだと思います。これが一人や二人だと組織としてパワーは生きてこないと思います。

学校教育課長

今ご指摘いただきましたことについて、実は3年目を迎えました教師塾の原田先生が、常に身の回りをきちんと律して、その状況に入っていき、そのことが気持ちを高めて、今取り組もうとすることに前向きに、上向きにしていけるという指導を頂いております。それから学力向上や、学校改善ということで成果を挙げた学校、よく言われるのが岐阜の陽南中学校という学校があって、そこでは「掲示物はどうあるべきか」「学校教室はこうあるべきである」ということを一つの学校の伝統的な形を明確にして、そのことを伝承していく、そのことをきちんとやる中で標準値としながら、全体を高めていくということがございます。そういった辺り、少しずつですが、高知市の方も学校の方に入ってきているのではないかなと思います。子どもたちが前向きにやれるということで、この辺りにつきましては、学校現場の方に、私どもの方もそういった方向で取組みを進めていきたいと考えます。

西山委員

教職員の方と子どもが一緒になって作り上げていくということであって、いわゆる委員会から言われてやるというような押し付けでは決してありませんし、いわゆる管理がどうこうという話ではなくて、皆で作りに上げていくというスタンスで進めていただきたいと思います。

山本委員

生涯スポーツ推進の課題の中に、「人材の発掘」という表現があるのですが、これは生涯スポーツだけに限ったわけではないのですが、地域のいろいろなところを見ていると、人材を発掘するより育成していく方が大事ではないかと感じます。世話役とかリーダーとかいうものが大変少なくなっている。非常に地域自体がまとまらなくなっていて、いろんな事業自体に影響しています。公民館活動なんか特にそうだと思いますが、社会教育の中でそうした人材を育てていくことが、こうしたことの解消につながっていくのではないかと思いますので、これに特化させるわけではないですけども、こういった面にも力を入れていただければありがたいと思います。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広です。

今、ご質問いただいたことは、喫緊の課題と捉えておりまして、体育会の下組織にはスポーツ少年団というのが、大体どこの体育会にもあります。その指導者というのが、大体自分の子どもがスポーツ少年団に入ったのをきっかけに役員をやり始めるという方が多いです。そういう方に対して、子どもが卒業しても、地域のために頑張ってもらいたいという要請をやっていくのがいい方法だと思っていますので、直ぐに1年や2年で成果が上がるものではございませんが、そういう方向でやっていきたいと思っています。

西森委員

スポーツ振興に対して2点ほどございます。

1点目ですが、これは瑣末な問題ですけれども、本日の日程第2の行政組織規則の一部改正でやった「スポーツ振興」を「スポーツ推進」への文言の改正であった関連で、例えば、今までの「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」へ改めたりですとか、「普及及び振興」を「推進」に改めたりといった用語の整理がなされておりまして。なぜこの機会での改正なのか、それらはどう違うのかを質問せずに、ここで質問するのも申し訳ないのですが、この点検・評価の項目では、「地域スポーツ振興の推進」という言葉が使われていますね。ここが、文言の整理としてはどのようになるのかをお伺いします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広です。

実は、この規則の改正は、国の法律の基本法というものが6月に全面改正され、8月から施行ということです。この点検・評価の項目は、年度当初に旧のスポーツ振興ということで設定しておりましたので、こういう文言になっております。

西森委員

そのところが分かっていなかったもので、今年度からの新規事業であれば今からでも調整可能なのかと思ったのですが、時期的なずれで、これがスタートしているところの文言で、であれば、齟齬があるのははっきりしているけれども、もう調整はこの段階では止むを得ないと、しないということですのでよろしいということでしょうか。

スポーツ振興課長

スポーツの「推進」と「振興」ですが、これがどうして国の法律が「振興」から「推進」に変わったのか、具体的にまだ整理できていませんが、「推進」というよりは、「振興」というほうが、地区の体育会の方も耳に慣れております。次年度以降は、考えいかなければならないと考えています。

西森委員

よく分かりました。

それと、これは今から緒につくかどうかという段階というお話でしたので、これからいろいろな意味で実務者レベルとの意見交換をして、課題を洗い出して、どうしていくかを検討していくという段階なのですね。

スポーツ振興課長

この事業については、体育会の総会が毎年5月にありますが、その場で、事務局から「今年度は体育会の建て直しをやっていきたい、各地区体育会でどういう課題があるかを出してほしい」ということで提案します。総会の場で一つに「地区運動会を2年前に再開したけれども、まだなかなか我々だけではできない、どうしたらいいでしょうか」というような具体的な要望等が上がってきて

おりますので、これから実務者に対して、何でもいから上げてほしいというお願いをしております。それは、運動会が終わった後に、運動会をやったところも問題があるし、やれなかったところはどのようにしてやれなかったかというのを出していただくようにしています。個人的には、これには5年は掛かるだろうと思っております、長い目で見ていただければと思っています。

西森委員

もう一つ、最初の質問の続きになりますけれども、対象者です。つまり、今までの学力問題なんというのは、これは問題なく全生徒、児童、これは間違いないと思います。食育もそうだと思います。けれども、生涯学習になると、少し色合いが変わるといふか、義務ではないけれども権利はあって、やりたい人はやれる環境を整えて差を上げるといふと、言葉としては変ですけど、できるものならば整えて、やりたい人は大いにできたらいい、そういう意味で、対象が少し絞り込まれるというイメージで私は捉えています。

今回の地区体育会の活性化で、それが衰退傾向にあるので人材育成を含めてどうするかという問題があったときに、第1の目標というのは、それが衰退していくことで本当はスポーツやりたいけれども、環境が整わなくてできないという人たちの環境を整えるということですね。第2目標としては、それが安定してきたところで、今度はあんまり出ていこうとしない、スポーツにあんまり興味ないという人が、周りがやっていることでやってみようかなという気持ちになって、全体的に健康レベルが上がっていくみたいなイメージかなと、漠然と想像したんです。今のところ、その第1段階、第2段階、第3段階とか、とりあえず対象者してはどんなイメージをもって捉えられているのかお伺したいと思います。

スポーツ振興課長

対象は、委員さんが仰ったように我々も認識していますが、ただ、地区のスポーツの推進は、生涯のスポーツの部分と、中学校の前の小学校、その前の幼児対象の社会体育といいますが、スポーツ少年団の集まりとかそういうものがありますので、上も下も、体育会組織がちゃんとした組織として活動できるのであれば、地域を巻き込むことができますので、まずスポーツ少年団が活性化すると、子どもがスポーツに対して目覚めるといふ言い方はおかしいですが、スポーツをやりたいがるようになります。そうすると、子どもがやれば親御さんや、おじいちゃん、おばあちゃんまでが子どもを見に行く、見に行くと楽しくやっていたら、経験を積まれた方がスポーツの窓口にもなります。まず、ターゲットは小さい子どもかなと私は思っています。その間の層は、学校の部活動でやっていたらと考えると考えています。

松原教育長

この後ですが、この点検・評価の協議の日程はこれ一回で終わりではなく、次もあるのですね。

総務課長

本日頂いた意見を基に変更したものについて、外部委員さんからの意見を頂くことになっております。その後、11月中旬には臨時会を開催していただき、また11月定例会を合わせて、あと2回委員会で協議していただければと考えています。

松原教育長

そしたら、外部委員の意見を付したものを教育委員会にかけて、またそれに対して意見をいただいて、教育委員会としての点検・評価の報告書として仕上げていくということですね。

総務課長

お手元の資料の2ページ目ですけれども、このスケジュールでいきますと、本日のご意見を基に外部委員さんから意見を頂いて、11月に審査していただいた後、12月の高知市議会に提出という流

れになることで考えております。

松原教育長

そうしたら、このあとも外部の委員さんの意見を付したもので具体的に話し合っていけるということですね。

門田委員長

ほかにありませんか。

特にないようですので、この件について本日の協議は、ここまでといたしたいと思います。

続きまして、報告事項です。平成 23 年 9 月高知市議会定例会について、事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

お手元に配付しました平成 22 年度教育費決算概要資料に基づいて説明させていただきます。

それでは、第 429 回高知市議会定例会に提案した、平成 22 年度決算認定議案に対する意見について、教育長専決処分いたしました教育費に係る部分をご報告させていただきます。

資料 1 ページをお願いします。まず教育費歳出決算総括の表ですが、平成 22 年度は、予算額 123 億 7,473 万 5,000 円に対して、決算額は 101 億 8,869 万 2,000 円でございます。21 年度と比較しますと比率で 99.8 パーセント、金額では 2,132 万 1,000 円の減となっております。

減となった主な理由ですが、資料の 2 ページをお願いいたします。これは、平成 22 年度決算額の主な増減の内容をまとめたものでございます。それぞれに増減がありますが、その主なものを申し上げますと、1 の教育総務費では、学校図書館充実支援員ほか緊急雇用対策費等として 1 億 1,586 万 2,000 円の増となっております。2 の小学校費では、耐震補強関係の耐震診断、耐震補強推進（耐震補強設計）、耐震補強整備（耐震補強工事）が 6 億 4,831 万 8,000 円の増となっております。一方、学校建設公社からの学校施設の買取りについては、横内小学校新設事業費と江陽小学校新設事業費の差額の 3 億 4,075 万 9,000 円の減となっております。また、平成 20 年度から 22 年度にかけて整備しました初月小学校改築事業が 4 億 2,951 万 8,000 円の減となっております。次に 3 の中学校費では、耐震補強関係が 2 億 8,616 万 1,000 円の増となっております。そして、7 の社会教育費の欄では、21 年度で整備が終わりました（仮称）江ノロコミュニティプラザ整備事業費が 1 億 2,512 万 2,000 円の減額となっております。その結果が減となった理由でございます。

1 ページをお願いします。翌年度への繰越額でございます。繰越額は 20 事業で 15 億 5,011 万 4,000 円となっており、前年度と比較しますと 8,917 万 9,000 円の減です。主な繰越は、潮江東小学校屋内運動場改築事業、学校施設の耐震化事業、総合運動場施設整備事業などによるものでございます。

次に、不用額ですが、これは予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いたものですが、この不用額が 6 億 3,592 万 9,000 円となっており、21 年度と比べますと 1 億 113 万 6,000 円の増となっております。不用額の主な内容ですが、資料の 3 ページをお願いします。これは、平成 22 年度教育費決算額の表ですが、表の中央に不用額を掲載しております。その主な内容につきましては、その右側の備考欄に掲載しております。小学校費の学校建設費などが多くございますが、主には教育関係施設の整備工事の競争入札による請負差額などによるものです。この不用額は市の財源に充当されていくこととなります。

1 ページをお願いします。次に執行率です。これは決算額を予算額で割ったものですが、この執行率は 82.3 パーセントとなっておりますが、23 年度への繰越額も含めると 94.9 パーセントとなります。その下の 2 の教育費項目別歳出決算につきましては、先ほどの資料 2 で説明をさせていただ

きました。

次に、22年度事業の成果の主なものについては、お手元に配布しています平成22年度主要施策成果報告書に記載しております。これについては、後ほどご覧いただければと存じます。

なお、この決算認定議案につきましては、9月26日の経済文教委員会で賛成多数で認定され、また28日の本会議で認定されたことをご報告いたします。

続きまして、9月28日に閉会しました9月市議会定例会において出されました教育委員会に関する質問内容について、簡単に報告させていただきます。お手元に配布しております資料の平成23年9月議会個人質問概要をお願いします。

教育委員会への質問は、ご覧のとおり41の質問がありました。前回の6月議会では64問でした。その主な内容ですが、上から申し上げますと、学校施設の耐震化計画についての質問、今後の防災教育についての質問、教科書採択に関する質問、児童クラブの待機児童に関する質問、学力向上対策、学力、学習状況調査についての質問、新図書館の合築図書館に関する質問、高知チャレンジ塾に関する質問、高知市学校・警察連絡制度に関する質問、はりまや橋小学校に関する質問など幅広くご質問を頂いております。詳細につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

なお、先月の定例会で説明いたしました平成23年度補正予算議案と予算外議案につきましては、22日の経済文教委員会で全会一致あるいは賛成多数で承認され、また28日の本会議で承認されたことをご報告いたします。

また今議会に、教育委員会関係で陳情が1件ございました。その内容ですが、学校図書館を考える会からの学校図書館支援員の配置に関する意見の陳情でした。26日の経済文教委員会において全会一致で採択されたことをご報告いたします。

説明は以上でございます。

門田委員長

この件で、何かございませんか。

特にないようですので、次に新図書館等複合施設に係る公募型プロポーザル方式による基本設計委託業者の選定について、事務局の説明をお願いします。

市民図書館長（参事）

市民図書館長の筒井でございます。

お手元に新図書館等複合施設に係る公募型プロポーザル方式による基本設計委託業者の選定についてという長いタイトルの文書があると思います。資料を簡単に説明することで、報告に代えさせていただきます。

1枚目は、総括でございます。今回、委託業務は図書館の設計と子ども科学館の展示設計の二本立てです。期間は10月から3月までの今年度いっぱいでございます。プロポーザルという提案型の審査を行いまして、審査委員会の1位ですが、図書館の建設設計につきましては、佐藤総合計画・ライト岡田設計設計業務共同企業体、こども科学館展示の基本設計につきましては、丹青社・ユーエスケーこども科学館展示基本設計委託業務共同企業体でございます。建築設計の審査概要ですが、中ほどに二次審査とありまして、項目として、理解度、取組意欲、的確性、独創性、具体性、実現性という項目につきまして審査をいただきました。下の表にありますような平均点になりました。その裏が審査委員の名簿になっています。ご覧になっておいていただきたいと思います。

その次の資料が、審査委員会の審査の講評です。二次審査に残った5社についてコメントが載っておりますが、1位の佐藤総合計画・ライト岡田設計設計業務共同企業体につきましては、下から2行にありますとおり、「5者の中で最も柔軟性があり、今後の協議と検討に従ってより良い設計

案に到達できる可能性が高いと認められる」という講評となっています。その後、A3の資料3枚付いていますが、これが佐藤総合計画・ライト岡田設計設計業務共同企業体からの提案資料の、いわゆる図書館のプランの部分です。

プロポーザルと申しますのは、設計の企画力といえますか、総合力といえますか、そういうものを計るものでございまして、提案内容がそのまま実現するものではありません。これを一つのたたき台として、これから詰めていくというもので、変わっていくところも多々あるかと思いますが、現時点で、我々の基本計画を向こうが読み込んで、提案企業としてこのようにしたいという提案の段階です。

外観のイメージはこのようなもので、めくっていただくと1階から5階までの平面プランが示されております。この提案の最大の特徴は、左の上の方に、5階建ての2階、3階、4階は中を2層にしまして、下から数えますと計8フロアを確保するわけです。2階、3階、4階の空間を2層にしまして、計6層の書庫を確保して、たくさんの本を建物の中央に収蔵して、その周りに閲覧室等を持っていくというイメージとなっています。もう1枚めくっていただきますと立面のイメージがありまして、今私が申し上げた建物としては5階ですが、フロアとしては建物の中心が8つ確保できるというイメージが分かるかと思えます。

資料をめくっていただきますとこども科学館のプロポーザルの審査結果についてという資料が出てきます。基本的に建築設計と同じスタイルで二次審査を行いまして、第一次の平均点が示されております。同様に裏は審査員の名簿です。そして審査委員会の講評がありまして、この1位となった丹青社・ユースケーこども科学館展示基本設計委託業務共同企業体の提案については、最初の段落にあるように「展示スペースのフレキシブルな利用にも十分な配慮がなされている」ということと、一番下の行にあります「全体的に堅実な提案である」という評価でございました。

展示プランの現時点でのイメージがございまして、これも同様にプロポーザルですので、これをたたき台として今後進めていくこととなります。特に、展示設計は建築設計がこれからですので、一応正方形で置いてあります。いわゆる仮置きでございまして、配置の関連性のイメージなどはこのような提案ということですので。

大きな特徴は、上の通常時と大型巡回展開催時とありますが、展示をすべて動かせるようにして、どこか右の方に片付けて、展示室に広い空間を生み出すことができる。これで、東京でもやっているような展示会を誘致することが可能だということですが、その辺りが評価されたものではないかと考えております。

繰り返しになりますが、これをたたき台としてより良いものにしていく作業が、これから我々の仕事ということになります。

以上でございます。

門田委員長

質疑をお願いします。

西山委員

審査員とか審議会の男女比率が言われますね。こども科学館には、女性が二人入っているのですが、図書館には女性が一人も入っていませんね。

市民図書館長（参事）

市民図書館長の筒井でございます。

事業そのものは県の発注でございまして、市は県に委託ということになっていますので、ご指摘の点については、県に確認しておきます。

西山委員

あと、実施設計の段階では、どなたかメンバーに外部の方が入られることはないのでしょうか。

市民図書館長（参事）

市民図書館長の筒井でございます。

一応、それぞれ図書館なり、展示の専門あるいは理科の先生方等にいわゆるアドバイザーという形でのお願いをする方向で考えております。

西山委員

かなり、女性の使われる割合が多いのではないかと思うので、是非その点をご考慮いただきたいと思えます。

市民図書館長（参事）

はい、そのようにいたします。

門田委員長

他に特にございませんか。

それでは、次に「高知市公立学校教員に関わる措置について」です。

なお、この案件は人事に関する案件ですので、秘密会とします。よろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定により秘密会とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6号の規定に基づき、会議録に記載しない。

門田委員長

秘密会を解きます。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時30分

署名

委員長

4番委員